

一般競争入札に関する公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年1月24日

支出負担行為担当官

岐阜労働局総務部長 小宮山 彰浩

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和7年度庁舎及び省庁別宿舎に係る給排水設備保守点検業務請負契約

(2) 調達内容

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 入札方法

入札金額は総価で行い、落札者の決定は最低価格落札方式をもって行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した額（円未満の端数切り捨て）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 政府電子調達システム（GEPS）（以下「電子調達システム」という。）の利用

本案件は、電子調達システムで行うことを原則とするが、電子調達システムにより難しい者は、支出負担行為担当官に書面により申し出た場合に限り、紙入札方式によることができる。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和04・05・06年度厚生労働省競争参加資格（全省統一資格）が、東海・北陸地域において、「役務の提供等」で、A、B、C又はD等級に格付けされている者であること。

(4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（オ及びカについては2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

ア 厚生年金保険 イ 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） ウ 船員保険
エ 国民年金 オ 労働者災害補償保険 カ 雇用保険

(5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

(6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(7) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(8) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受領している場合には、この限りではない。

(9) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。

(10) その他、予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先等

〒500-8723

岐阜県岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎3階

岐阜労働局 総務部 総務課 会計第三係

電話：058-245-8101 内線132

- (2) 入札説明書の交付方法
上記(1)の交付場所又は岐阜労働局ホームページにおいてダウンロードが可能である。
- (3) 入札説明書の交付期間
令和7年1月24日(金)から令和7年2月25日(火)17時15分まで
- (4) 入札説明会
本入札に係る説明会は随時実施する。
- (5) 入札参加申込書等の受領期限及び提出場所
令和7年3月4日(火) 正午まで (1)の場所
- (6) 入札書等の受領期限及び提出場所
令和7年3月5日(水) 正午まで (1)の場所
- (7) 開札の日時及び場所
令和7年3月5日(水) 15時00分 (1)の場所

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (3) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類及び暴力団等に該当しない旨の誓約書を、指定する期日までに提出しなければならない。
入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書等、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書等、その他入札の条件に違反した者の提出した入札書等は無効とする。
また、(3)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
なお、契約書の締結は、電子契約によることを原則とするが、格別の事情がある者は、支出負担行為担当官に書面による申請のうえ、紙による契約書を締結することができる。
- (6) 落札者の決定方法
本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 契約関係書類
担当者等から提出される見積書や入札書、請求書等の契約手続きに必要な書類(以下「契約関係書類」という。)については、事業者としての決定であること。
押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。
- (8) その他
詳細は入札説明書による。

以上公告する。

入 札 説 明 書

件名：令和7年度 庁舎及び省庁別宿舎に係る給排水設備保守点検業務請負契約

厚 生 労 働 省

岐 阜 労 働 局

入札説明書等受領書

入札関係の書類をホームページからダウンロードした場合には、本票の下記太枠にご記入のうえ、メール又は郵送にてご提出ください。

ご提出がない場合、仕様の変更や他の参加予定業者様からの質問への回答等、各種のご連絡ができないおそれがあります。

漏れの無いよう、必ずご送付いただきますよう、よろしくお願いいたします。

岐阜労働局 総務部 総務課 会計第三係 谷口 あて

gifukyoku-kaikei3@mhlw.go.jp

〒500-8723 岐阜県岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎3階

(Tel:058-245-8101)

入札案件名	令和7年度 庁舎及び省庁別宿舎に係る 給排水設備保守点検業務請負契約	
入札説明書受領日 (ダウンロード日)	令和 年 月 日	
事業所名		
事業所所在地		
担当者名		
電話番号		
メールアドレス		
入札参加方式	<input type="checkbox"/> 電子調達システム	<input type="checkbox"/> 紙入札
備考		

※ 本受領書は、仕様の変更や質疑等に関する回答を行う場合等、連絡先の確認のために使用します。

※ 本票を提出した後、入札参加を辞退する場合は、特に手続きは必要ありませんが、後日辞退の理由をお伺いする場合があります。

岐阜労働局の一般競争入札に係る入札公告（令和7年1月24日付け）に基づく入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下、「予決令」という。）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官 岐阜労働局 総務部長 小宮山 彰浩

2 調達内容

(1) 件名

「令和7年度 庁舎及び省庁別宿舍に係る給排水設備保守点検業務請負契約」

(2) 仕様

別添「業務仕様書」による。

(3) 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 履行場所

別添「業務仕様書」による。

(5) 入札方法

入札金額は総価で行い、落札者の決定は最低価格落札方式をもって行うので、

- ① 入札者は、仕様書に定める業務の履行に要する一切の諸経費賃金・最低賃金上昇予定分、一般管理費等）を含め契約金額を見積もるものとする。
- ② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

(6) 入札方式

本件は、政府電子調達システム（GEPS）（以下、「電子調達システム」という。）にて執行することを原則とするが、特段の事情がある者は、「電子入札案件の紙入札方式による参加について」【様式5】による申請のうえ、紙入札方式により参加することができる。

(7) 入札保証金及び契約保証金

免除

3 競争参加資格

- (1) 予決令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和04・05・06年度厚生労働省競争参加資格（全省統一資格）が、東海・北陸地域において、

「役務の提供等」で、A、B、C又はD等級に格付けされている者であること。

(4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（オ及びカについては2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

ア 厚生年金保険

イ 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）

ウ 船員保険

エ 国民年金

オ 労働者災害補償保険

カ 雇用保険

※ 各保険料のうち、オ及びカについては、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合であつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

(5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

(6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(7) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(8) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により、行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反（※）により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受領している場合には、この限りではない。

※ 労働基準関係法令については以下のとおり。

労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法

(9) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。

(10) その他、予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

4 入札参加申込書等の提出等

この入札に参加する者は、次に従い、提出期限までに書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 入札参加申込書【様式1】

イ 3（3）の競争参加資格審査結果通知書（写）

ウ 競争参加資格等に係る申告書【様式2】

エ 電子入札案件の紙入札方式による参加について【様式5】（紙入札による入札参加者のみ）

オ 会社履歴書又はこれに類する書類（例：会社概要、パンフレット）

カ 誓約書【様式7】

(2) 提出期限

令和7年3月4日（火） 正午

(3) 提出場所

〒500-8723

岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎3階

岐阜労働局 総務部 総務課 会計第三係

電話：058-245-8101

(4) 提出方法

持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）又は電子調達システムにより提出すること。

(5) 提出するに当たっての注意事項

ア 開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

イ 提出された書類は、その事由の如何にかかわらず、変更または取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

ウ 虚偽の記載をした書類は、無効とするとともに、提出者に対して指名停止を行うことがある。

5 入札に関する質問

当該入札に関する質問がある場合には、次に従い、書類を提出すること。

(1) 提出書類

質問書【様式6】

(2) 提出期限

令和7年2月26日（水） 正午

(3) 提出方法

4（3）の場所に持参、郵送又はメールにより提出すること。

(4) 質問に対する回答は、すべての入札説明書配布者に対して令和7年2月28日（金）17時15分までにメール等により回答するものとする。

6 入札書の提出場所等

本件入札は電子調達システムにより行う。入札は、システムに定める手続きに従い、提出期限までに入札書を提出しなければならない。

なお、紙による入札の参加を希望する場合は、上記4（2）までに【様式5】を提出すること。

入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

(1) 電子調達システムによる場合

ア 入札書の提出期限

令和7年3月5日（水） 正午

（通信状況により提出期限時間内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、余裕をもって行うものとする。）

イ 入札書の提出方法

電子調達システムにより、入札金額を送信すること。あわせて、入札内訳書【様式3-2】（ま

たはこれに類する任意の様式でも可)を作成し、内訳書として送信すること。

(2) 紙による場合

ア 入札書の受領期限

令和7年3月5日(水) 正午

(郵送の場合は受領期限の前日までに到着するように送付し、かつ、受領の確認をする必要がある。)

イ 入札書の提出場所

上記4(3)に準ずる。

ウ 入札書の提出方法

入札書を【様式3】の様式にて作成、及び入札内訳書を【様式3-2】(またはこれに類する任意の様式)により作成し、イの場所に持参又は郵送すること。

直接に提出する場合は封筒に入れ、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)、宛名(支出負担行為担当官 岐阜労働局総務部長殿)及び「令和7年3月5日開札〔令和7年度庁舎及び省庁別宿舎に係る給排水設備保守点検業務請負契約〕の入札書在中」と朱書きしなければならない。

郵便(書留郵便に限る。)により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に「令和7年3月5日開札〔令和7年度 庁舎及び省庁別宿舎に係る給排水設備保守点検業務請負契約〕の入札書在中」の旨朱書きし、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記し、上記4(3)あてに入札書の受領期限までに送付しなければならない。

なお、電報、FAX、電話その他の方法による入札は認めない。

(3) 入札の無効

次のいずれかの一に該当する入札は無効とする。

ア 入札者が同一事項に対し、2以上の入札を行ったとき

イ 入札者が他人の代理をし、又は代理人が他人の代理人を兼ねたとき

ウ 入札に関し、談合等の不正行為があったとき

エ 入札書の記載事項の確認ができないとき

オ 入札書に記名がないとき(ただし、紙入札の場合のみ。)

カ 入札書の入札価格に錯誤があったとき(ただし、入札者に重大な過失があった場合を除く。)

キ 入札参加資格を有しない者が入札したとき

ク 入札に参加した者が、誓約書【様式7】を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったとき

ケ その他入札説明書の条項に違反したとき

(4) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

(5) 代理人による入札

ア 代理人が電子調達システムにより入札する場合には、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかなければならない。また、技術資料の提出等をシステム上において行う場合には、当初の手続きをする時点までに委任の手続きを完了させておくこと。

なお、電子調達システムによる入札においては、復代理人による応札は認めない。

イ 代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入（外国人の署名を含む。）しておくとともに、入札書提出時に委任状【様式4】を提出しなければならない。

ウ 委任状の日付は、提出日を記入すること。

エ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

7 開札

(1) 開札の日時及び場所

日 時：令和7年3月5日（水） 15時00分

場 所：岐阜労働局総務部総務課会計第三係

(2) 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

(3) 紙による入札の場合

開札は、入札者又はその代理人は立ち会わず、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(4) 再度入札等の取扱

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、予決令第82条の規定による再度入札又は予決令第92条の規定による再度公告入札若しくは予決令第99条の2の規定による随意契約を行うことがある。

なお、予決令第82条の規定による再度入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限る。

また、電子調達システムにおいては、再度入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとする。

8 落札者の決定方法

一般競争入札（最低価格落札方式）とする。

(1) 本入札説明書6に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 最低価格の入札者となった場合でも、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内をもって申し込みをした他の者のうち最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。

(3) 落札者となるべき者が二人以上あるときは、電子調達システムにおいて「電子くじ」を実施し、落札者を決定するものとする。紙による入札者等又はその代理人等は、紙で入札書を提出する際に、電子くじ番号（任意の3桁の数字）を併せて記載するものとする。

- (4) 落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を口頭及び電子調達システムの開札結果の通知書により通知するものとする。

9 その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書の締結は、電子契約によることを原則とするが、格別の事情がある者は、「紙による契約書を締結することについて」【様式8】による申請のうえ、紙による契約書を締結することができる。

ただし、入札参加申込み時に4(1)エ「電子入札案件の紙入札方式による参加について」【様式5】を提出している者は、【様式8】を要することなく紙による契約書の締結を可能とする。

なお、紙による契約書を締結する者は、次の「ウ」～「オ」によることとする。

ウ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

エ 上記ウの場合において支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

オ 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(3) 支払条件

契約書(案)に定めるとおり、業務の履行が行われた後、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払う。

(4) 入札説明会

本入札に係る説明会は随時実施する。

(5) 契約関係書類

ア 担当者等から提出される見積書や入札書、請求書の契約手続に必要な書類（以下、「契約関係書類」という。）については、事業者としての決定であること。

イ 押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。

(6) 人権尊重への取り組み

入札参加者は、入札書の提出（GEPSの電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

(7) 契約締結日について

契約締結日は令和7年4月1日とする。ただし、契約締結日までに令和7年度の予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に 対する暫定予算の期間分のみ契約とする場合がある。

10 電子調達システムの利用について

電子調達システムの利用方法のほか、障害が発生した場合や操作等に疑問点がある場合は、下記ホームページ及びヘルプデスクに確認すること。ただし、申請書類、応札の締切時間が切迫しているなど、緊急を要する場合には、前記4（3）に連絡すること。



ヘルプデスク 電話 : 0570-000-683

書 式 等

様式 1	入札参加申込書
様式 2	競争参加資格等に係る申告書
様式 3	入札書
様式 3 - 2	入札内訳書
様式 4	委任状
様式 5	電子入札案件の紙入札方式による参加について
様式 6	質問書
様式 7	誓約書
様式 8	紙による契約書を締結することについて

入札参加申込書

下記の調達案件に係る一般競争入札の参加について、会計法令、入札説明書を承諾のうえ入札参加を申し込みます。

また、当社が落札した際は、岐阜労働局との契約に支障が生じないように、貴殿が指定する内容を履行することが可能であること及び入札公告にある入札参加者に必要な資格を有することを証明します。

記

1 調達案件名 : 「令和7年度 庁舎及び省庁別宿舎に係る給排水設備保守点検業務請負契約」

2 開札日 : 令和7年3月5日

3 提出書類

- 入札参加申込書【様式1】
- 競争参加資格審査結果通知書（写）
- 競争参加資格等に係る申告書【様式2】
- 電子入札案件の紙入札方式による参加について【様式5】（紙入札による入札参加者のみ）
- 会社履歴書又はこれに類する書類（例：会社概要、パンフレット）
- 誓約書【様式7】

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
岐阜労働局総務部長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

競争参加資格等に係る申告書

下記内容について申告いたします。

なお、この申告書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

記

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の規定（裏面参照）に該当しないこと。
- (2) 直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないこと。
また、当該保険料の納付事実を確認するための関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約する。
- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないこと。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められること。
- (5) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- (7) 事業の実施に当たっては、各種法令を遵守すること。
- (8) 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- (9) 前記(5)から(8)について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
岐阜労働局総務部長 殿

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

予算決算及び会計令第70条及び71条

一般競争参加者の資格

(一般競争に参加させることができない者)

第70条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき 会計法第29条の3第1項の競争(以下、「一般競争」という。)に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 1 当該契約を締結する能力を有しない者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

(一般競争に参加させないことができる者)

第71条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 1 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 2 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 3 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 4 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 5 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 6 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 7 この項(この号を除く。)の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

第2項 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

入札書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
岐阜労働局総務部長 殿

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

代理人氏名

下記のとおり、入札説明書及び仕様書等を承諾の上、入札します。

記

件名 : 令和7年度 庁舎及び省庁別宿舎に係る給排水設備保守点検業務請負契約

¥ _____ . —

電子くじ番号

--	--	--

※3ケタの電子くじ番号(000~999)を記入

- ※ 日付は入札書の提出日を記載すること。
- ※ 代理人が入札書を持参して入札する場合は、代理人の記名及び委任状【様式4】が必要。

入 札 内 訳 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

岐阜労働局総務部長 殿

所在地

会社名

代表者氏名

別紙入札書に記載した入札金額の内訳は下記のとおりになります。

記

対 象 施 設 名 称	単 位	数 量	単 価	金 額
1. 岐阜労働総合庁舎				
・ 受水槽・高架水槽清掃 (年1回)	式	1		
水質検査 (年1回)				
諸経費				
・ ポンプユニット点検 (年1回)	式	1		
諸経費				
小 計				
2. 多治見労働総合庁舎				
・ 受水槽清掃 (年1回)	式	1		
水質検査 (年1回)				
諸経費				
・ ポンプユニット点検 (年1回)	式	1		
諸経費				
小 計				
3. 恵那地方合同庁舎				
・ 受水槽・高架水槽清掃 (年1回)	式	1		
水質検査 (年1回)				
諸経費				
・ ポンプユニット点検 (年1回)	式	1		
諸経費				
小 計				

対 象 施 設 名 称	単 位	数 量	単 価	金 額
4. 岐阜宿舎（ミレニアムハイツ）				
・受水槽清掃（年1回）	式	1		
水質検査（年1回）				
諸経費				
・ポンプユニット点検（年2回）	式	1		
諸経費				
小 計				
5. 各務原宿舎（ハローハイツおがせ）				
・受水槽清掃（年1回）	式	1		
水質検査（年1回）				
諸経費				
・ポンプユニット点検（年2回）	式	1		
諸経費				
・合併浄化槽保守点検（月1回）	回	12		
・合併浄化槽水質分析費（年1回）	式	1		
・合併浄化槽消毒薬剤の補充	式	1		
・合併浄化槽浄化槽法第11条検査及び手続	式	1		
諸経費				
小 計				
6. 土岐宿舎（ハローハイツとき）				
・受水槽清掃（年1回）	式	1		
水質検査（年1回）				
諸経費				
・ポンプユニット点検（年2回）	式	1		
諸経費				
小 計				
7. 高山宿舎（アルプスハイツ）				
・受水槽清掃（年1回）	式	1		
水質検査（年1回）				
諸経費				
・ポンプユニット点検（年2回）	式	1		
諸経費				
小 計				
入 札 価 格 合 計 (税 別)				

* 入札価格は、消費税等を含まない金額等を記入すること。

委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
岐阜労働局総務部長 殿

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

私は、(代理人氏名) _____ を代理人と定め、下
記事項の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

記

(委任事項) 件名：令和7年度 庁舎及び省庁別宿舎に係る給排水設備保守点検業務請負契約

※ 代理人が入札書を持参して入札する場合は、代理人の記名が必要。

電子入札案件の紙入札方式による参加について

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
岐阜労働局総務部長 殿

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

貴局発注の下記入札案件について、政府電子調達システム(GEPS)を利用して参加できないので、紙入札方式による参加をします。

記

1 入札案件名

「令和7年度 庁舎及び省庁別宿舎に係る給排水設備保守点検業務請負契約」

2 政府電子調達システム(GEPS)での参加ができない理由

() 電子調達システムで参加する手続きが完了していないため

() その他 (具体的に記入)

3 電子入札への対応予定時期

() 令和 年 月頃

() その他 (具体的に記入)

質 問 書

令和 年 月 日

件 名： 令和7年度 庁舎及び省庁別宿舎に係る給排水設備保守点検業務請負契約

提出期限： 令和7年2月26日（水） 正午

事業所名		担当者	
電話番号		メールアドレス	

質問内容

--

※ 質問がある場合のみ提出すること。

誓 約 書

- 私
 当社

は、下記1及び下記2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日を裏面に記載又は任意の様式により添付すること。

紙による契約書を締結することについて

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
岐阜労働局総務部長 殿

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

貴局発注の下記入札案件について、政府電子調達システム(GEPS)を利用して契約書の締結を電子契約によることができないことから、紙による契約書を締結します。

記

1 入札案件名

令和7年度 庁舎及び省庁別宿舍に係る給排水設備保守点検業務請負契約

2 政府電子調達システム(GEPS)による電子契約を締結できない理由

() (具体的に記入)

3 電子契約への対応予定時期

() 令和 年 月頃
() その他 (具体的に記入)

※ 本様式については、入札を電子により応札し、かつ、落札した者が、紙による契約書の締結を申請する場合に提出してください。

記

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行しなければならない。

(業務の目的)

第2条 請負業者は業務の実施に当たり、関係法令等に従って業務を遂行することにより、適正な機能を発揮し得る状態を保持し、かつ、耐久力を維持することを目的とする。

(服務規律)

第3条 乙が頭書の業務を実施するに当たっては、甲の業務に支障を与えないよう常に善良なる管理者の注意を払って、丁寧、かつ、誠実に実行することを要する。

2 乙は、業務に従事する者(以下「従事者」という。)の身元、風紀、衛生及び作業規律の維持に関し、一切の責任を負うものとする。

3 乙の従事者は、当業務を行うに当たり、常に一定の制服、名札等を着用し、一見して乙の従事者であることがわかるようにすることとする。

4 乙は、甲に要請された場合は、いつでも当該従事者の労働者名簿を提出しなければならない。

5 甲は、従事者を不相当と認めるときは、乙に対して従事者の交替を求めることができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

6 乙の従事者が甲の敷地内において行う業務上の行為及び業務上の身体障害事故については、乙の責任とする。

(保守点検者)

第4条 乙は乙により教育訓練された技術者を派遣し、対象物件を以下の諸条項に基づき、常に支障なく稼働できるよう点検及び調整を行うものとする。

2 乙の点検及び調整中に乙の責任によって生ずる損害は、すべて乙の責任とし、安全保持上、甲は乙が点検及び調整を行っている間は対象物件に立ち入らないものとする。

3 前項の起因が乙の責任外の場合は、乙はその責めを負わないものとする。

4 乙は、この契約によって生ずる業務を第三者に委託させるときは、甲の同意を得ることとする。

(保守点検の範囲)

第5条 保守点検業務請負の範囲は、業務仕様書によるものとする。

(費用の負担等)

第6条 点検に必要な機械、器具、消耗品等は、すべて乙が自己の負担において準備する。ただし、点検により取替えの生じた部品は別途とする。

2 乙は、業務の遂行上、補修、整備又は部品等の交換(以下「修理等」という。)を要すると認められる箇所を発見した場合には、甲と乙との協議により修理等を行うことの決定をするとともに、修理等に係る部品代及び部品交換代の費用は、甲の負担とする。

ただし、設置工事に係る契約不適合責任に当たる修理等については、甲に費用負担は生じな

いものとする。

3 甲は、機械の始動後不完全部分があると認めた場合は、乙に対して適当な措置を求めることができる。これに要する費用は乙の負担とする。

(無償提供)

第7条 甲は、乙が頭書の業務を行うために必要な用水電力を無償で供給し、かつ、無料で使用させる。

(業務報告の義務)

第8条 乙は、乙の指定した点検実施月の業務が終了したときは、速やかに甲の指定する検査職員(以下「検査職員」という。)に保守点検報告書を提出しなければならない。

(検査)

第9条 甲は、乙から第8条の保守点検報告書を受領したときは、遅延なく検査を完了しなければならない。

2 乙は、第1項に規定する検査の結果、不合格のものについては、検査職員の指示に従い遅滞なく手直しを行い、再度検査を受けなければならない。

3 第2項に規定する場合において生じる一切の費用(ただし、第6条第1項及び第2項に規定する費用を除く。)は、乙の負担とする。

(支払)

第10条 乙は、業務完了後、速やかに、支出官 岐阜労働局長(以下「支出官」という。)に対し代金を請求するものとする。

2 支出官は、適法な請求書を受領したときは、入居官署(以下「支出官署」という)ごとに支払い金額を通知し、支出官署は請求書を受領した日から30日以内に、支出官から通知された金額(以下「請求金額」という)を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第11条 支出官の責めに帰す事由により、前条に定める期間内に請求金額が支払われない時には、乙はその期限の翌日から支払いする日までの日数に応じ、当該未支払金額に対し契約締結時の「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率」(財務省告示)に定めた率を乗じた額を遅延利息として請求することができる。

2 前項の遅延利息の額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てるものとする。

(違約金)

第12条 乙が履行期限内に契約の全部又は一部を履行しないときは、支出官は乙から違約金を徴収する。

2 前項の違約金は、履行期限の翌日から遅延日数1日につき次の各号の一により算定した額に100分の10を乗じて得た額とする。

(1) 既に履行済みの部分については、当該部分に対する契約金額に相当する代価を、頭書

に定める契約金額から控除した額

(2) 前号以外については、頭書に定める契約金額

(賠償責任)

第 13 条 乙又は乙の職員若しくは第三者が、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、この契約の履行に着手後、第 14 条第 1 項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から 10 日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

(契約の解除)

第 14 条 乙が本契約を確実に履行しない場合及び不適格と認めた場合は、甲は、いつでも、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合、乙は契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として甲の指定する期限内に国庫に納付しなければならない。なお、第 3 号から第 5 号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。

(1) 延期が認められた場合を除き、契約期限に業務が完了しない場合。

(2) 乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。

(3) 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(4) 甲が行う検査に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認められるとき。

(5) 第 16 条の規定に違反したとき。

3 甲は、乙について民法 542 条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

4 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

(権利義務の譲渡)

第 15 条 乙は、この契約から生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、又は承認させてはならない。

2 乙は、業務の全部又は一部を、第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲の承認を得たときはこの限りではない。

(秘密漏洩の禁止)

第 16 条 甲及び乙はこの契約に関し知り得た事実を第三者に洩らし、又はこの契約の目的外に利用してはならない。

(契約保証金)

第 17 条 この契約に関しては、保証金を免除する。

(紛争又は疑義の解決方法)

第 18 条 この契約について、甲と乙との間に紛争又は疑義を生じた場合には必要に応じて甲と乙が協議の上、解決するものとする。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については岐阜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(契約後の事項)

第 19 条 この契約に定めのない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

2 甲及び乙のいずれかの都合により本契約を改定しようとする場合は、2か月前に相手方に予告することとする。

3 頭書に規定した契約金額について、契約締結当初に予期し得なかった著しい経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更等が起こった時は、甲と乙との協議の上、変更することができる。

(特約条項)

第 20 条 甲及び乙は、この契約のほか、次の各号に定める特約条項を締結する。

- (1) 談合等の不正行為に係る解除
- (2) 談合等の不正行為に係る違約金
- (3) 違約金に関する遅延利息

2 前項各号に規定する特約条項は、第 21 条から第 23 条までの規定に定めるとおりとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 21 条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 7 条又は同法第 8 条の 2 (同法第 8 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項(同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき又は同法第 7 条の 2 第 18 項若しくは第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき
- (2) 乙又は乙の代理人が刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑の容疑により公訴を提訴されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提訴されたときを含む。)
- (3) 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき
- (4) 第 3 項の規定による報告を行わなかったとき

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければ

ならない。

3 乙は、第1項第3号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第22条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき
- (3) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき
- (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき
- (5) 前条第1項第3号又は4号に該当したとき

2 乙は、契約の履行を理由として、前各号の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第23条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（属性要件に基づく契約解除）

第24条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど

直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第 25 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に順ずる行為

(表明確約)

第 26 条 乙は、前 2 条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前 2 条各号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含み、子会社の場合も含む。)及び再受託者(再委託以降のすべての受託者を含み、子会社の場合も含む。))並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約解除)

第 27 条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第 28 条 甲は第 14 条第 2 項、同条第 3 項、第 24 条、第 25 条、前条第 2 項及び第 36 条第 2 項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第 14 条第 2 項、同条第 3 項、第 24 条、第 25 条、前条第 2 項及び第 36 条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第 29 条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(監督)

第 30 条 甲は、この契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

(危険負担)

第 31 条 天災その他不可抗力又は甲・乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなった場合は、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(法令遵守)

第 32 条 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守すること。なお、契約期間中に最低賃金法による最低賃金の改定によって、当該委託事務の履行確保に支障が生ずることのないよう十分配慮すること。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第 33 条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第 34 条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
- (2) 乙が本契約締結以前に乙に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。
- (3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第 1 号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第 35 条 第 34 条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の 100 分の 10 に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第 1 項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲

がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(契約の内容に適合しない場合の措置)

第 36 条 甲は、第 9 条に規定する検査に合格した後において、契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知ったときから 1 年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第 2 号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第 1 号の履行を催告することを要しないものとする。

(1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、再度実施すること

(2) 直ちに代金の減額を行うこと

2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。

3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第 1 項の通知期間を経過した後においてもなお前 2 項を適用するものとする。

(存続条項)

第 37 条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第 11 条、第 13 条、第 14 条第 2 項、第 16 条、第 18 条、第 22 条、第 23 条、第 26 条、第 28 条、第 36 条及び本条はなお有効に存続するものとする。

契 約 金 額 内 訳 書 (庁舎関係)

対 象 施 設 名 称	単 位	数 量	単 価	金 額
1. 岐阜労働総合庁舎				
・ 受水槽・高架水槽清掃 (年1回)	式	1		
水質検査 (年1回)				
諸経費				
・ ポンプユニット点検 (年1回)	式	1		
諸経費				
小 計				
2. 多治見労働総合庁舎				
・ 受水槽清掃 (年1回)	式	1		
水質検査 (年1回)				
諸経費				
・ ポンプユニット点検 (年1回)	式	1		
諸経費				
小 計				
3. 恵那地方合同庁舎				
・ 受水槽・高架水槽清掃 (年1回)	式	1		
水質検査 (年1回)				
諸経費				
・ ポンプユニット点検 (年1回)	式	1		
諸経費				
小 計				

契 約 金 額 内 訳 書 (宿舎関係)

対 象 施 設 名 称	単 位	数 量	単 価	金 額
4. 岐阜宿舎 (ミレニアムハイツ)				
・受水槽清掃 (年1回)	式	1		
水質検査 (年1回)				
諸経費				
・ポンプユニット点検 (年2回)	式	1		
諸経費				
小 計				
5. 各務原宿舎 (ハローハイツおがせ)				
・受水槽清掃 (年1回)	式	1		
水質検査 (年1回)				
諸経費				
・ポンプユニット点検 (年2回)	式	1		
諸経費				
・合併浄化槽保守点検 (月1回)	回	12		
・合併浄化槽水質分析費 (年1回)	式	1		
・合併浄化槽消毒薬剤の補充	式	1		
・合併浄化槽浄化槽法第11条検査及び手続	式	1		
諸経費				
小 計				
6. 土岐宿舎 (ハローハイツとき)				
・受水槽清掃 (年1回)	式	1		
水質検査 (年1回)				
諸経費				
・ポンプユニット点検 (年2回)	式	1		
諸経費				
小 計				

業 務 仕 様 書

件 名 : 令和7年度庁舎及び省庁別宿舎に係る給排水設備保守点検業務請負契約

岐 阜 労 働 局

業 務 仕 様 書

1. 業 務 名

令和7年度 庁舎及び省庁別宿舍に係る給排水設備保守点検業務

2. 実施場所

《庁舎》

- | | |
|---------------|----------------|
| (1) 岐阜労働総合庁舎 | 岐阜市五坪1-9-1 |
| (2) 多治見労働総合庁舎 | 多治見市音羽町5-39-1 |
| (3) 恵那地方合同庁舎 | 恵那市長島町正家1-3-12 |

《宿舍》

- | | |
|----------------------|-------------------|
| (4) 岐阜宿舍（ミレニアムハイツ） | 岐阜市上川手189-1 |
| (5) 各務原宿舍（ハローハイツおがせ） | 各務原市各務おがせ町9-163-1 |
| (6) 土岐宿舍（ハローハイツとき） | 土岐市肥田浅野朝日町2-37 |
| (7) 高山宿舍（アルプスハイツ） | 高山市石浦町5-337 |

3. 基本事項

請負業者は業務の実施に当たり、この仕様書に定めることのほか、関係法令等に従って業務を遂行することにより、設備が適正な機能を発揮し得る状態を保持できるように保守点検をすることを目的とする。また、設備の故障及び緊急対応の必要が生じた際は、迅速な点検及び修理を行うものとする。保守業務が終了した日から遅延なく（遅くとも保守点検終了後1ヶ月を目処）報告書を提出すること。

4. 業務内容

(1) 岐阜労働総合庁舎

①受水槽、高置水槽

寸法等 受水槽（1槽式 FRP製） W2.5 × D2.0 × H2.0 (m)

高置水槽（1槽式 FRP製） W2.0 × D1.5 × H1.5 (m)

点検・検査項目 別添1の「1. 受水槽及び高置水槽点検」、「2. 受水槽及び高置水槽（高架水槽）の清掃」、「3. 水質検査項目」のとおり。

時 期 年1回（10月頃の閉庁日）

そ の 他 作業結果及び検査結果について報告書を当局あて提出すること。

②ポンプユニット（揚水ポンプ）

型 式 T-406×2S-M1.5 1.5kW（2台）（榊川本製作所製）

点検項目 別添1の「4. 給水、揚水ポンプユニット点検」のとおり。

時 期 年1回（10月頃の閉庁日）

そ の 他 点検結果について報告書を当局あて提出すること。

(2) 多治見労働総合庁舎

①受水槽

寸法等 受水槽（1槽式 FRP製） W1.0 × D2.0 × H2.0 (m)

点検・検査項目 別添1の「1. 受水槽及び高置水槽点検」、「2. 受水槽及び高置水槽（高架水槽）の清掃」、「3. 水質検査項目」のとおり。

時 期 年1回（10月頃の閉庁日）

そ の 他 作業結果及び検査結果について報告書を当局あて提出すること。

②ポンプユニット（給水ポンプ）

型 式 50GN-40×326- 2.2kW（2台）（株川本製作所製）

点検項目 別添1の「4. 給水、揚水ポンプユニット点検」のとおり。

時 期 年1回（10月頃の閉庁日）

そ の 他 点検結果について報告書を当局あて提出すること。

(3) 恵那地方合同庁舎

①受水槽、高置（高架）水槽

寸 法 等 受水槽（1槽式 FRP製） W2.0 × D2.0 × H1.5（m）

高置水槽（1槽式 FRP製） W1.0 × D1.0 × H1.5（m）

点検・検査項目 別添1の「1. 受水槽及び高置水槽点検」、「2. 受水槽及び高置水槽（高架水槽）の清掃」、「3. 水質検査項目」のとおり。

時 期 年1回（10月頃の閉庁日）

そ の 他 作業結果及び検査結果について報告書を当局あて提出すること。

②ポンプユニット（揚水ポンプ）

型 式 KN-40×326-C0.75 0.75kW（2台）（株川本製作所製）

点検項目 別添1の「4. 給水、揚水ポンプユニット点検」のとおり。

時 期 年1回（10月頃の閉庁日）

そ の 他 点検結果について報告書を当局あて提出すること。

(4) 岐阜宿舎（ミレニアムハイツ）

①受水槽清掃

寸 法 等 受水槽（2槽式 SUS製） W3.0 × D2.0 × H1.5（m）

点検・検査項目 別添1の「1. 受水槽及び高置水槽点検」、「2. 受水槽及び高置水槽（高架水槽）の清掃」「3. 水質検査項目」のとおり。

時 期 年1回（2月頃）

そ の 他 作業結果及び検査結果について報告書を当局あて提出すること。

②ポンプユニット（給水ポンプ）

型 式 SX-VFC404-2.2D 2.2kW（2台1組）（株テラレキョクトリ製）

点検項目 別添1の「4. 給水、揚水ポンプユニット点検」のとおり。

時 期 年2回（8月頃、2月頃）

そ の 他 点検結果について報告書を当局あて提出すること。

(5) 各務原宿舎（ハローハイツおがせ）

①受水槽

寸 法 等 受水槽（2槽式 SUS製） W4.0 × D2.5 × H1.5（m）

点検・検査項目 別添1の「1. 受水槽及び高置水槽点検」、「2. 受水槽及び高置水槽

(高架水槽)の清掃」、「3. 水質検査項目」のとおり。

時 期 年1回(2月頃)
そ の 他 作業結果及び検査結果について報告書を当局あて提出すること。

②ポンプユニット(給水ポンプ)

型 式 NX-65VFC402-1.5W-E 1.5kW(2台1組)(株)テラル製
点 検 項 目 別添1の「4. 給水、揚水ポンプユニット点検」のとおり。
時 期 年2回(8月頃、2月頃)
そ の 他 点検結果について報告書を当局あて提出すること。

③合併浄化槽

型 式 接触ばっき方式、処理対象人数70人、処理水量14.0m³/日
点 検 ・ 査 項 目 別添1の「5. 合併浄化槽保守点検」のとおり。
時 期 月1回(年12回)
法 定 査 査 手 続 浄化槽法第11条検査及び受検手続き 年1回(2月頃)
事前計量検査を実施すること。
そ の 他 点検・検査結果について報告書を当局あて提出すること。

(6) 土岐宿舎(ハローハイツとき)

①受水槽

寸 法 等 受水槽(2槽式 SUS製) W2.0×D1.5×H1.5(m)
点 検 ・ 査 項 目 別添1の「1. 受水槽及び高置水槽点検」、「2. 受水槽及び高置水槽
(高架水槽)の清掃」、「3. 水質検査項目」のとおり。
時 期 年1回(2月頃)
そ の 他 作業結果及び検査結果について報告書を当局あて提出すること。

②ポンプユニット(給水ポンプ)

型 式 NX-VFC402-2.2D-e 2.2kW(2台1組)(株)テラルキョクトリ製
点 検 項 目 別添1の「4. 給水、揚水ポンプユニット点検」のとおり。
時 期 年2回(8月頃、2月頃)
そ の 他 点検結果について報告書を当局あて提出すること。

(7) 高山宿舎(アルプスハイツ)

①受水槽

寸 法 等 受水槽(2槽式 FRP製) W2.0×D1.5×H1.5(m)
点 検 ・ 査 項 目 別添1の「1. 受水槽及び高置水槽点検」、「2. 受水槽及び高置水槽
(高架水槽)の清掃」、「3. 水質検査項目」のとおり。
時 期 年1回(9月頃)
そ の 他 作業結果及び検査結果について報告書を当局あて提出すること。

②ポンプユニット(給水ポンプ)

型 式 SX-50VFC324-1.5W 1.5kW(2台1組)(株)テラルキョクトリ製
点 検 項 目 別添1の「4. 給水、揚水ポンプユニット点検」のとおり。
時 期 年2回(9月頃、3月頃)
そ の 他 点検結果について報告書を当局あて提出すること。

5. 従事者の届出等

- (1) 従事者は、業務の遂行に必要な知識及び技能を有する者で、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項」に規定する都道府県知事の登録を受けた者とする。また、合併浄化槽の保守点検業務については、「岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例」に基づき、岐阜県知事の登録を受けている者に従事させること。
- (2) 請負業者は、業務の着手に先だって、従事者の氏名・資格等必要事項を記した書面を当局あて提出するものとする。
- (3) 従事者は、従事者であることが分かる名札等を着用するものとする。
- (4) 契約締結後速やかに、年間保守点検のスケジュール予定表の提出を行うものとすると共に、保守点検実施1ヶ月前を目処に当局にメール等により連絡を必ず行うものとする。
- (5) 点検に伴う、各種設備における鍵の施錠・開錠については、事前に当局と十分協議を行うこと。
- (6) 点検及び調整中に請負者の責任によって生ずる損害は、すべて請負者の責任とし、安全保持上、当局は請負者が点検及び調整を行っている間は対象物件に立ち入らないものとする。
- (7) (6) の起因が請負者の責任外の場合は、その責めを負わないものとする。

6. 費用の負担について

- (1) 点検に必要な機械、器具、消耗品等は、すべて請負者が自己の負担において準備すること。
- (2) 業務の遂行上、補修、整備又は部品等の交換（以下、「修理等」という。）を要すると認められる箇所を発見した場合には、双方協議により修理等の実施について決定をする。これによる部品代及び部品交換代の費用は、当局の負担とする。

【庁舎及び省庁別宿舎に係る給排水設備の保守点検項目】

1. 受水槽及び高置水槽点検

(1) 基礎、固定部

- ① 亀裂、沈下等の有無を点検する。
- ② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みを点検する。
- ③ 架台のさび、腐食等の有無を点検する。
- ④ 架台のたわみ及び基礎部隙間の有無を点検する。
- ⑤ 基礎部の水平度、不等沈下等を確認する。

(2) 外観の状況（外部ケーシング）

- ① 水漏れ及び外面のさび、腐食、損傷等の有無を点検する。
- ② 接合金具及び接合ボルトの緩み、腐食等の有無を点検する。
- ③ 内・外部補強材の緩み、変形及び内面の腐食、損傷等の有無を点検する。
- ④ マンホールの密閉状態及び施錠の良否を点検する。

(3) 付属装置

a. ボールタップ及び定水位弁

- ① 浸水、変形、損傷等の有無及び作動の良否を点検する。
- ② 水の供給を停止したとき、水漏れ及び衝撃のないことを確認する。

b. 水面制御及び警報装置（フロートスイッチ、レベルスイッチ、電極棒）

- ① 汚れ、腐食、損傷等の劣化の有無を点検する。
- ② 水位電極部、パイロット管等の接続部の緩み及び腐食の有無を点検する。
- ③ 作動の良否を点検する。

(4) 配管

- ① 変形、腐食、損傷等の劣化の有無を点検する。
- ② 防虫網の詰まり、腐食、損傷等の劣化の有無を点検する。

2. 受水槽及び高置水槽（高架水槽）の清掃

(1) 清掃の一般事項は、次による。

- ① 作業は、健康状態の良好な者が行う。
- ② 作業は高圧洗浄車等により行う。作業衣及び使用器具は、水槽の掃除専用のものとする。また、作業にあたっては、作業が衛生的に行われるようにする。
- ③ 水槽内の照明、換気等に注意して事故防止を図る。
- ④ 高置水槽又は圧力タンクがある場合は、当該清掃は受水槽の清掃と同一の日に行う。
- ⑤ 清掃の周期は、特記がなければ年1回とする。

(2) 清掃作業は、次による。

- ① 高置水槽又は圧力タンクがある場合には、当該清掃は受水槽の清掃を行った後に行う。
- ② 水槽内の沈殿物質及び浮遊物質並びに壁面等に付着した物質を除去し洗浄する。壁面等に付着した物質の除去は、水槽の材質に応じ、適切な方法で行う。

- ③ 洗浄に用いた水は、完全に水槽外に排除するとともに、水槽周辺の清掃を行う。
 - ④ 清掃終了後、水道引込管内等の停滞水や管内のもらいさび等が水槽内に流入しないようにする。
- (3) 消毒は、次による。
- ① 清掃終了後、塩素剤を用いて2回以上水槽内の消毒を行う。
 - ② 消毒薬は、有効塩素50～100mg濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液またはこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用いる。
 - ③ 消毒は、水槽内の全壁面、床及び天井の下面について、消毒薬を高圧洗浄機等を利用して噴霧により吹付けるか、ブラシ等を利用して行う。
 - ④ 消毒に用いた排水は、完全に水槽外に排除する。
 - ⑤ 消毒終了後は、水槽内に人の立ち入りを禁止する措置を講じる。
- (4) 消毒後の水洗い及び水槽内への上水の注入は、消毒終了後少なくとも30分以上経過してから行う。
- (5) 清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「下水道法」等の規定に基づき、適切に処理する。
- (6) 水槽の水張り終了後、給水栓及び水槽における水について、水質検査及び残留塩素の測定を行う。

3. 水質検査項目

水質基準に関する省令（平成15年5月30日厚生労働省令第101号）の表中のうち、次の13項目とする。

1	一般細菌	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）
2	大腸菌	47	pH 値
9	亜硝酸態窒素	48	味
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	49	臭気
34	鉄及びその化合物	50	色度
35	銅及びその化合物	51	濁度
38	塩化物イオン		

4. 給水、揚水ポンプユニット点検

(1) 基礎・固定部

- ① 固定金具及び固定ボルトの緩み、変形、腐食等を点検する。
- ② 防振装置の変形、劣化等の有無を点検する。

(2) 外観の状況

- ① グランド漏れが正常であることを確認する。
- ② シェルの結露水、グランド漏れ等の排水が配水管に流れていることを点検する。
- ③ 腐食、損傷及び水漏れの有無を点検する。
- ④ 軸継手ゴムの損傷等の有無を点検する。

- ⑤ ベルトの損傷等の有無を点検する。
- ⑥ 軸継手の芯出しの良否を点検する。
- ⑦ ポンプの吸込圧力及び吐出し圧力が許容範囲内にあることを確認する。
- (3) 電動機
 - ① 電動機が外部より調査できる場合は、発熱の異常の有無を点検する。
 - ② 回転方向が正しいことを確認する。
 - ③ 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。
 - ④ 運転電流が、定格値以下であることを確認する。
- (4) 制御機器
 - a. 制御
 - ① 電磁開閉器の接点の劣化の有無を点検する。(給水ポンプユニットに限る。)
 - ② 表示ランプの点灯の良否を点検する。(給水ポンプユニットに限る。)
 - b. 圧力発信器
 - ① 正常値を示していることを確認する。(給水ポンプユニットに限る。)
 - ② 機能の異常の有無を点検する。(給水ポンプユニットに限る。)
- (5) 圧力タンク
 - ① 腐食、損傷、水漏れ等の有無を点検する。(給水ポンプユニットに限る。)
 - ② 封入ガスの圧力が規定値にあることを確認する。(給水ポンプユニットに限る。)
- (6) フート弁及び逆止弁(揚水ポンプに限る)
 - ① 開閉状態の良否を点検する。
- (7) 圧力計、連成計、または真空計
 - ① 腐食及び損傷の有無を点検する。
 - ② 正常値が正常であることを確認する。
- (8) 運転調整
 - ① 運転時における電圧変動が規定値内であることを確認する。
 - ② 運転電流が定格以下であることを確認する。

5. 合併浄化槽保守点検

- (1) 全般
 - ① 本体及び付帯設備の破損状況を点検する。
 - ② 各槽の水位、漏水の有無を点検する。
 - ③ 駆動部の音、振動、熱の発生状況を点検する。
 - ④ 金属部分の腐食状況と注油状況を点検する。
- (2) 沈でん分離槽
 - ① 汚でい等の状況を点検する。
 - ② 異物、夾雑物の有無を点検する。
- (3) 接触ばつき槽
 - ① 生物膜の状況を点検する。
 - ② 接触材と汚水の接触状況を点検する。
 - ③ 浮遊汚でいの状況を点検する。

④ 毎月の点検時に「逆洗」を行い機能を点検する。

(4) 沈殿槽

① 汚でい等の浮上、スカムの発生があれば除去する。

② 上澄水中の浮遊物、臭気の状態を点検する。

③ 越流せきの異物の除去及び越流の均一性を点検する。

(5) 消毒槽

① 消毒実施状況、薬剤の有無を点検し補充を行う。

② 薬剤は次亜塩素酸ソーダーとし、年間28kg(毎月1回水量により2～3kg)を補充する。

③ スカムの有無を点検する。

(6) 機械類

① 配線系統、メーター類を点検する。

② 送風機の音、振動状況を点検する。

③ モーター軸受等の熱を点検する。

④ 送風機の運転電流が、定格値以下であることを確認する。

⑤ 機器類の注油状況を点検する。

⑥ その他機器類の故障の有無を点検する。

⑦ 流入、放流等の状況を点検する。

⑧ 沈殿槽の汚でい移送を行い正常か点検する。

⑨ プロア一切替を実施し、機能を点検する。

⑩ Vベルトのオイルの状況を点検する。

(7) 処理水の水質検査

① 水温

② pH

③ 色相

④ 残留塩素 (PPM)

⑤ 臭気

⑥ D.O (溶存酸素量)

⑦ 透視度

※ 点検により発生した交換部品及びオーバーホール等の代金については別途見積りとする。

従事者届出書

[業務名称]

令和7年度 庁舎及び省庁別宿舎に係る給排水設備保守点検業務

[対象物件・所在地]

- | | |
|---|-------------------|
| <input type="checkbox"/> 岐阜労働総合庁舎 | 岐阜市五坪1-9-1 |
| <input type="checkbox"/> 多治見労働総合庁舎 | 多治見市音羽町5-39-1 |
| <input type="checkbox"/> 恵那地方合同庁舎 | 恵那市長島町正家1-3-12 |
| <input type="checkbox"/> 岐阜宿舎（ミレニアムハイツ） | 岐阜市上川手189-1 |
| <input type="checkbox"/> 各務原宿舎（ハローハイツおがせ） | 各務原市各務おがせ町9-163-1 |
| <input type="checkbox"/> 土岐宿舎（ハローハイツとき） | 土岐市肥田浅野朝日町2-37 |
| <input type="checkbox"/> 高山宿舎（アルプスハイツ） | 高山市石浦町5-337 |

[業務内容]

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 受水槽等清掃 |
| <input type="checkbox"/> 水質検査 |
| <input type="checkbox"/> ポンプユニット点検 |
| <input type="checkbox"/> 合併浄化槽検査及び保守点検（各務原宿舎） |

(※ 該当項目にチェックを入れてください。)

[契約期間]

令和 7年 4月 1日 から
令和 8年 3月 31日 まで

[従事者]

上記の者を庁舎及び省庁別宿舎に係る給排水設備保守点検業務の従事者として選任しましたので、必要書類を添付の上、お届けします。

令和 年 月 日

請負者

支出負担行為担当官

岐阜労働局 総務部長 小宮山 彰浩 殿